

# 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告命令

平成29年3月28日  
名古屋市

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、耐震診断の結果の報告をしていない要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

No.	所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	株式会社田中ふとん店 代表取締役 田中公雄 信栄市場協同組合 代表理事 田中宏明	ふとんタナカ 名古屋大曽根総本店	北区 大曽根一丁目 26番25号	店舗 (物品販売)	平成28年 3月28日	平成28年12月31日までに 耐震診断結果の報告を行うこと	除却	未定	